

徳川家霊廟奉献石燈籠の成立と展開(上)

一年ほど前から私は『増上寺徳川家霊廟の風景』の中で「文昭院の燈籠配置について」という項をたて、港区が所蔵する『文昭院殿御霊廟前御銅燈籠并石燈籠建場之繪圖』の配置図を中心として、失われてしまった文昭院殿霊廟の姿を概観するという作業を続けている。その作業を通じて私は慶応大学の石神裕之氏の『芝増上寺徳川家霊廟の奉献石燈籠―研究可能性の整理として』(平成21年度港区立 港郷土資料館 特別展図録「徳川家霊廟」という論考に出会った。石神先生はこの論考の中で『相馬藩世紀』からの引用を通して石燈籠の寸法について示唆をされた。この寸法の部分については「文昭院の燈籠配置について(中)」の中で東京都立中央図書館が所蔵する木子文庫の「徳川家霊廟(上野)常慶(ママ憲)院霊廟燈籠絵図」を示して関連を問うた。また燈籠銘の基本的な要件についても補訂した物を提示している。しかしいづれも部分的な作業で有り、増上寺、寛永寺に献納された石燈籠の銘、或いはその石燈籠の形そのものが規格化されていく流れは一度全体像として整理していくことが必要と考えるようになった。

従ってここでは日光東照宮に献納された燈籠以降の形式、台徳院から文恭院までの燈籠の形式を出来るだけ実物に沿った形で辿ることで、諸大名が將軍家廟前に石燈籠を献納することが制度化され、更に江戸城内の格式を反映する形で規格化されていく過程の一端を示すことが出来ればと考えている。

東照大権現の燈籠

日光東照宮に献納された石燈籠については既に松永兼治氏により詳細な調査と報告が行われている。『大日光』65号 平成六年)これによって石燈籠献納の全体像を概観しておきたい。

燈籠の総数については

石鳥居より表門までに六基、表門内に一一五基、さらに、御仮殿の鳥居前に二基あり、合計一二三基であった(オランダ燈籠、及び、上新道に置かれる昭和四〇年奉納の燈籠三七基は含まない。)

とし奉納者の内訳として

燈籠の奉納者は、銘文によって、八〇の名が判明するが、この内大名は七七名であり、親藩が三名、譜代四三名、外様が三一名で、意外に親藩大名の奉納が少ない。(中略)大名以外には三名の者が奉納している。福井藩の家老であった本多富正、旗本の伊奈忠治がそれぞれ、元和四年(一六一八)には黒田長政の妻が石燈籠二基を奉納しているが、これが唯一、女性の奉納である。

また燈籠の奉献の時期については

それぞれの銘文によれば、元和三年(一六一七)から文政七年(一八二四)の二百年余の間に献納されている。奉納数が一番多いのは、御鎮座の年の元和三年で、全体の六割近くにのぼる。(略)

元和八年(一六二二)は、第七回の御神忌に当たり、前年より進められていた奥宮の木造多宝塔が完成した年であるが、二名の大名から三基奉納されている。(略)

時期的に見れば、年忌の際に奉納されることが多く、前記以外では、一三回忌が行われた寛永五年(一六二八)に一基、一七回忌の寛永九年(一六三二)に四基、二五回忌の慶安元年(一六四八)に六基、さらに、一五〇回忌が行われた明和二年(一七六五)に五基が、それぞれ奉納されている。(略)

寛永一八年(一六四一)には、十一名の大名が計十四基燈籠を奉納しているが、これは元和三年に次いで二番目に多い奉納数である。この年の七月に奥宮の御宝塔が石造に改められたが、この年に奉納している大名の中で、酒井忠勝、堀田正盛、松平信綱、阿部重次、阿部忠秋、奥平忠昌らはこの御宝塔の普請に関わった者たちであった。

正保二年(一六四五)に奉納されたのは一基だけであるが、この年は御本社裏の石垣が修理されており、この普請を奉行した太田資宗が、石燈籠一基を奉納している。

有馬忠頼も慶安三年(一六五〇)に奥宮の石垣を普請しているが、翌慶安四年七月に二基の石燈籠を奉納している。

さらに正徳三年(一七一三)には、修造に関わった秋元喬知が二基の銅燈籠を奉納している。

松永兼治氏の論考は燈籠の作り替えや配置に関する詳細な考察を含んでいるが、以上を要約すると、

- ・東照宮の造営に当たって全ての大名が燈籠を献納していた訳ではないこと。
- ・献納は年忌と造替時にも行われ数次にわたっていること。その際の献納者は、その奉行を務めた幕府役職者であること。
- ・献納者には大名の夫人、親藩の付家老職の者も含まれ献納者の身分が明確になっていないこと。



写真1 上神庫前細川家燈籠

細川豊前宰相
源朝臣忠興
奉寄進 石燈籠 二基
元和三丁年
卯月十七日



写真2 中神庫前酒井家燈籠

いがここでは元和三年造営時に献納された燈籠のみを三例ほど掲げておくことにする。
なお天野も指摘するとおり銘のうち「東照大権現 御寶前」の部分は「正面に花頭型の凹所をつくり」記銘している物が多く見られる。(写真3)

が明らかになり、將軍家靈廟の造営に際して諸大名が燈籠を奉獻するという制度が未だ出来上がっていないことが判る。

石燈籠の形態の特徴や銘については天野俊一氏の『石燈籠』（昭和四十八年思文閣復刻）に詳しいが、

日光東照宮に於ける石燈の竿で、謂はゆる「胡麻殻しゃくり」をした二例を示したのである。何れも上が細く

下が幾分太く、上下に便化した蓮花紋をつけてあるが、一は側がまっすぐで、他は少しく外に反っている。二つとも側面四方隅入の長方形または花頭形等の輪郭をとり、其内に銘文が刻してある。

奉寄進 石燈籠 二基
東照大権現 御寶前
酒井左衛門尉
元和三丁巳年四月十七日
源家次



写真3 中神庫前有馬家燈籠

奉寄進 石燈籠
東照大権現御寶前
元和三丁巳年四月
有馬玄蕃頭
源朝臣豊氏

ここで触れているもう一基の燈籠は陽明門左右に置かれた堀田加賀守正盛のものだが、奉獻年は寛永十八年九月の物なので今は取り上げない。
この花頭形等の輪郭については、天野の記述に従って以下「花頭形輪郭線」としておく。

最後に奥宮の石垣の普請の翌年、慶安四年七月に有馬中務少輔忠頼が石鳥居の左右に奉獻した燈籠を載せておく。
有馬中務少輔忠頼が寛永九年に台徳院廟に奉獻した燈籠(写真6)も載せているので大猷院廟へ繋がる流れを見て頂きたい。



写真4 石鳥居前有馬家燈籠

台徳院の燈籠

台徳院に奉獻された燈籠に関しては、かつて『千秋文庫「増上寺絵図」の世界』において詳細に検討したことが有るが、その際に『台徳院御霊屋献備御燈籠記』（以下『御燈籠記』）と千秋文庫所蔵の『享保年間による彩色大絵図』が極めて有力な武器となった。

『御燈籠記』の写本は国立国会図書館に有り、『東京市史稿市街篇』にも翻刻が有る。『御燈籠記』からは『享保年間による彩色大絵図』に描かれている十七名の断絶した大名家が省かれており、成立時期は『享保年間による彩色大絵図』の描かれた享保期をかなり下る物と思われる。

今改めて『御燈籠記』によって燈籠銘を辿っていくと、二つの異なった書式が読み取れることに気づく筈である。

例えば石燈籠では

① 奉拜進

台徳院殿一品大相國公 御廟前 阿波侍従源朝臣忠鎮
一同(石燈籠) 兩基
寛永九壬申年七月廿四日

② 奉拜進

台徳院殿尊前 酒井讃岐守源朝臣忠勝
一、石燈籠 兩基
寛永九年七月二十四日

銅燈籠に關しても

① 奉拜獻

台徳院殿一品大相國公 尊前 安藝侍従源朝臣長晟敬白
一同(銅燈籠) 同(兩基)
寛永九壬申年六月廿四日

② 奉拜進

台徳院殿尊前 從二位行權大納言源朝臣義直
一 銅燈籠 兩基
寛永九壬申七月廿四日

の明らかに違った書式を読み取ることが出来る。銅燈籠については今実物で確認することは出来ないが、石燈籠に關しては異なった書式の実際の姿を

示すことが出来る。

<p>(上竿) 奉拜獻 台徳院殿一品大相國公 石燈籠 兩箇 寛永九年七月廿四日</p>	<p>(下竿) 寛永九壬申年七月二十四日 御廟前 阿波侍従源朝臣忠鎮 敬白</p>
<p>(上竿) 石燈籠奉拜進 台徳院殿 尊前 寛永九年七月廿四日</p>	<p>(下竿) 酒井讃岐守源朝臣忠勝</p>

『本光国師日記』は本光国師、金地院崇伝が慶長十五年から寛永十年まで二十四年にわたり書状の写しを中心に書き残した物だが、寛政九年一月二十四日以降の記述、つまり徳川秀忠が薨去した後の記述を丹念に拾っていくと増上寺に献納する燈籠銘についての一連の記述に出会うことになる。

大名家はそれぞれに釣燈籠、金燈籠、石燈籠に付する銘文を求めてくる。また松平の称号を得た大名からは姓はどの様にすべきか等の問いも寄せられる。しかし、どの様な燈籠を献納すべきかという問いが含まれていないことを見れば、すでに調整が行われていたか或いは選択が行われていたことになる。

最初の問い合わせは寛永九年三月五日の仙台伊達家からのもので

一同(三月)五日。政宗方竹田法印使に來ル。増上寺御玉屋に金燈籠
寄進申度候。書付之仕様尋に來ル、則書付遣ス。案有左。

燈籠 兩箇
奉拜獻

台徳院殿一品大相國公尊前

右
寛永九年壬申

三月

中納言藤原政宗敬白

竹法に渡之。同日之晚。政宗より禮狀來ル。

この後崇伝は問い合わせに応えて次々に銘文を書き与えるがその中に、松平（蜂須賀）阿波守忠鎮、浅野但馬守長晟へ返答した次の記述が含まれている。

一同日。松平阿波守殿方石燈籠銘之儀頼に來。則書付遣ス。案在左。

奉拜献 寛永

台徳院殿一品大相國公 御廟前

石燈籠兩ヶ 阿波侍從源朝臣忠鎮敬白

一同五月廿六日。淺野但馬殿使者関蔵人來ル。増上寺へ金燈籠上ヶ候書付尋に來ル。即書付遣ス。案在左。

金燈籠 兩箇

奉拜献

台徳院殿一品大相國公 尊前

寛永九年壬申六月二十四日

安芸侍從源朝臣長晟敬白

与えられた記述と、『台徳院御靈屋献備御燈籠記』の記述とを付き合わせてみれば、各大家家が崇伝の案文に従い忠実に銘を作り上げていることが判る。

崇伝は七月十二日の黒田甲斐守孝政に与えるまで都合二十一名に銘文の案を書き与えている。七月十四日に老中土井大炊頭利勝に提出した『石燈籠書付』によれば次の二十一名になる。

石燈籠書付

覚

肥前侍從 安芸侍從 對島侍從

越前宰相 永井信濃守 出雲侍從

長門少将 松平式部太輔 仙臺中納言

市橋伊豆守 本多伊豆守 南部信濃守

松平土佐守 白川宰相 米澤少将

土佐侍從 阿波侍從 有馬玄蕃頭

大野侍從 松平隱岐守 黒田甲斐守

以上

崇伝が書き付けを与えた大名側の評判も上々で、白河宰相丹羽長重は崇伝

の元を尋ねて、

丹羽五郎左衛門殿御出。増上寺之石燈籠脇々より書付上ヶ候は。請取不申候得共。国師書候は。無異義収候由御物語也。五郎左衛門殿方上り候石燈籠も。無異義収満足之由なり。

と満足の旨を伝えている。「石燈籠脇々より書付上ヶ候は」という記述からは、各大家がそれぞれの縁故から銘文を求め増上寺に納めようとしていたことが判る。

崇伝が書き付けに記した日付は六月二十四日までは寛永九壬申六月二十四日それ以降七月十二日までの物は寛永九壬申七月二十四日であり、秀忠の祥月命日の日付となる。当初私は『御燈籠記』の日付に有る錯誤は単なる誤記で有ろうと思っていた。しかし『本光国師日記』から日付を逐っていくと意図された物で有ることが明らかになるし、同時に各大家家の都合、つまり燈籠の準備状況に応じて順次増上寺に納められていったことが判る。

では増上寺側では受け取った燈籠をどの様に配置していったので有ろうか？

この答えが『本光国師日記』に残されている。

一同日（十七日）。土大炊殿。從 御城直に御出、松右衛門殿。道春。

永喜同道也。増上寺へ今度諸大名。各石燈籠御寄進立所何様に可然哉。

可申上由、則書付上ル。案在左。

石燈籠可被成御立所之覚

一 御廟所之廻りに御連枝衆。其外ちかき御一門方并つね／＼に 御

前ちかく御奉公被致候衆之石燈籠可被成御立敷。

一 御佛殿之御前に。官位高き大名衆。其外國持衆。それより次第々々に御立可被成敷。以上。

実際にどの様な形で燈籠が配置されたかは、千秋文庫蔵の『享保年間による彩色大絵図』に詳細に描き込まれているが、「御廟所之廻り」と「御佛殿之御前」だけでは配置しきれず、惣門から勅額門の前、佛殿から奥の院までの間にかなり窮屈に配されることになる。

さてこの様に書いてくると、本光国師崇伝によって燈籠の銘、配置など様々な儀式の部分を取り決められていったように見える。勿論崇伝の意識の中にも家康が薨去した際に、天海が家康を東照大権現として祀りあげ儀式の理

念的な部分を全て攫われたことへの苦い思いが有ったことは否めなかったであろう。

だが今回も崇伝の思いの儘には成らなかつたようだ。崇伝が『石燈籠書付』を土井大炊頭に提出する前日の七月十三日に、宗對馬守義成の家臣である古川右馬之助から増上寺へ献納する燈籠銘の書き付けを届けて来るが、その銘は五月二十六日に、同じ古川右馬之助の求めに応じて書き送った銘文とは可成り違っている。

一同日（五月二十六日）。宗對馬殿古川右馬助來ル。増上寺へ石燈籠上ケ候書付尋に來ル。即書付遣ス。案在左。

石燈籠
奉拜献

台徳院殿一品大相國公 尊前

寛永九年壬申六月二十四日

對馬侍從源朝臣義成敬白

一同日（七月十三日）。古川右馬之助方増上寺之石燈籠之書付之寫來。案在左。此方方書付遣候に様子違候故如此。

石燈籠奉拜進

台徳院殿

寛永九年七月二十四日

名字名氏名乗

宗對島守が実際に増上寺に献納した石燈籠の竿の部分が西多摩郡の日出町に残されている。

（上竿）

石燈籠奉拜進

台徳院 殿

寛永九年七月廿四日

（下竿）

尊前

對馬侍從源朝臣義成敬白

古川右馬助が崇伝の元に届けてきた書付けと、実際に残された燈籠の銘を見れば、官位の記載が無く、明らかに②の系譜に属することが判る。

何故宗對島守はわざわざ頼み込んでまで貰った銘を書き換えて増上寺へ献納したのか。

七月十四日。『石燈籠書付』を土井大炊頭利勝に届けた家僕の清兵衛は直

接大炊頭の口上を聞いて戻ってくる。口上の内容は崇伝が増上寺へ献納する諸大名へ石燈籠の銘を書き与えたことに対して、問題無いし増上寺も異存が無い筈だという物だが、崇伝は同日立花飛驒守宗茂から来た銘の依頼を断っている。

一同日。即清兵へ戻ル。大炊殿へ懸御目仕合能歸ル。大炊殿之御口上は。か様之銘など被為書候事。一段と御尤に公私存義に候。増上寺に少も存分は無御座候。以後も。かれ之義は。被為書候而。一段尤に候由。重々御念頭之口上共也。

一同日。立花飛驒殿方石燈籠之銘頼に來ル。右廿一人之外ハ斟酌に候間。増上寺之住持へ御頼尤と申遣ス。

崇伝は日記の中で確執といったものが有ると言っている訳では無い。しかし増上寺に献納される燈籠の銘に関しては、受け入れる増上寺側に快く思わない部分があり、土井大炊頭が間に立って調停されたと考えざるべきで有ろう。白河宰相丹羽長重も言うように「脇々より書付上げ」られた燈籠は受け入れられず、崇伝のものだけは受け入れられたこと。残された燈籠の銘からは崇伝が書き与えた物以外に大きなバリエーションを持った物が無いことから考えれば、増上寺或いは土井大炊頭周辺が燈籠の銘に関して規格化を考えていたことが読み取れるのでは無いか。

今崇伝の書き付けに見られる銘から何が足され何が引かれたのかを見比べてみれば、幕府が葬送儀礼を通じて諸大名の統制のために何を意図していたかが明瞭になる。具体的には銘文の中心となる「台徳院殿一品大相國公」から「一品大相國公」の文字が除かれる。つまり朝廷からの諡号は受けても、官位によって位置づけられることを拒絶しているように見える。

公家の官位とは独立して武家官位を打ち立てた幕府にあっては、征夷大將軍右大臣の職を受ける身では有っても將軍こそが武家社会の頂点で有り、同時に官位を超えて実質的に公家社会を支配する権威そのもので有ることを明確にする必要が有ったのかもしれない。

一方幕府の中にあつて『武家諸法度』や寺院統制に尽くしてきた崇伝にあって、尚有職故実の原点は朝廷そのもので有り、旧例により形の整合性を求めていけば行くほど公家社会の作り上げた故実という罫に縛り付けられてきたにかもしれない。

崇伝が銘文の形で何を求め何を嫌ったかを示す一つの例を挙げておこう。

一同五月十二日。勝屋勘右衛門來ル。増上寺へ手洗水鉢寄進候銘之書様尋に來。又從内義。金燈籠貳つ寄進。是も銘之書様尋に來。兩様書付遣ス。案在左。

御水鉢
奉拜献

台徳院殿一品大相國公 尊前

寛永九年壬申

肥前侍從藤原朝臣勝茂敬白

(下略)

一同日。勝屋勘右衛門。先年鍋島日光山へ手洗水鉢寄進之時之銘之寫持來ル。左に留置。但此書様ハ不可然也。併爲覺書留ル。

日光山

東照大権現

奉上御寶前

御手水御鉢元和三年四月十七日

鍋島信濃守 藤原朝臣
勝茂敬白

此の書様甚悪キ也。

一つの記述の中で、崇伝は二度も書様について難じている。左右を見比べてみれば、諡号に付けられた官位、奉献者の官位については前に指摘した通りだが、崇伝の銘が「台徳院殿一品大相國公尊前」を中心に献上物、奉献者名が配されているのに対して、日光山のものには「奉上御寶前御手水御鉢」を中心に奉献対象者、奉献者名が配されているように見える。どの部分を指して崇伝が「書様甚悪キ」と書いたかは明確では無いが、崇伝にとって形の問題は、見過ごすことの出来ない問題であつたに違いない。



写真5 増上寺

いずれにしても幕府の対応の中には儀礼の部分においても大名を統制していこうという政治的な力学が働いていたと考えるべきであり、崇伝



写真6 茅ヶ崎海前寺前



写真7 足利龍泉寺



写真8 狭山山不動寺羅漢堂前

仙台中納言、米沢少将、白川宰相、阿波侍従といった台徳院廟燈籠に特徴的に見られる呼称も次の大猷院の燈籠では姿を消してしまう。一方燈籠個々の形に関しては可成り自由度が維持されており、佐久間燈籠のような途轍もないパフォーマンスを示す物で無い限り認められたと思われる。

ここで『御燈籠記』をもう一度見直してみたい。『御燈籠記』には
石燈籠寄進大名 百三十三名 百八十七基
銅燈籠寄進大名 十六名 三十一基

の意図はその前で再び挫折を余儀なくされた。

またどちらの系列の銘にも、受け入れ先の増上寺の名前は刻み込まれては居ない。家康が日光東照宮に祀られたのは例外として、徳川家の菩提寺は増上寺しかないと考えられていた時期の葬儀であるから、わざわざ増上寺の名前を入れる必要を感じて居なかつたからなのかもしれない。何にしても、本光国師崇伝が二十一名の大名に与えた書き付けが幕府側に銘文に関する一つの政治的な示唆を与えたことは間違いない。

が記載されている他に

釣燈籠寄進大名他 二十四名

四十六基

水盤舎

二名

二ヶ所

唐銅香炉

二名

二臺

焼物花生

一名

一対

石橋

一名

一ヶ所

五重石燈籠

一名

一基

来迎石

一名

一基

涅槃石

一名

一基

手水石

一名

一基

の記載がある。このうち来迎石、涅槃石は石工吉岡豊前重次の献上物。手水石は林大学頭道春の献上物である。

例えば水屋を寄進した鍋島肥前守勝茂と寺澤志摩守廣高を見てみよう。二名共に燈籠の奉献は無い。

また松平(池田)右近大夫輝興(播磨赤穂)

松平(池田)岩見守輝澄(播磨山崎)

織田助信昌(上野小幡)

松平直政(越前大野)

松平大和守直基(越前勝山)

松平土佐守直良(越前木本)

松平五郎延良(忠憲)(信濃小諸)

の各大名は釣燈籠の寄進は有るが石燈籠の奉献は無い。

鍋島肥前守勝茂が崇伝に手水鉢の銘文を求めたことは先に『本光国師日記』の記述を引いたが、改めて書き抜いてみる。

一同五月十二日。勝屋勘右衛門来ル。増上寺へ手洗水鉢寄進候銘之書様尋に來。又從内義。金燈籠貳つ寄進。是も銘之書様尋に來。兩様書付遣ス。

と有って銅(石)燈籠への銘文は最初から求められては居ない。ここで金燈籠と有るのは釣燈籠のことで、『御燈籠記』にも「肥前侍従勝茂室」として二釣奉献されたことが記録されている。『御燈籠記』での記述の位置からしておそらく札拜所の内部に吊された物と思われる。この勝茂室は家康の養女(岡部長盛の娘)で、秀忠の薨去に際して御遺金を賜っている。釣燈籠を奉献した二十四名の内、大名の内室は六名で、



写真10 台徳院勅額門前右側



写真9 台徳院勅額門前中門内側

加藤式部少輔明成室

黒田筑前守長政後室大涼院

小出大和守源吉英室

参議大江朝臣秀元室

長門少将秀就家室

この内、加藤式部少輔明成室、

黒田筑前守長政後室大涼院、小出

大和守吉英室は何れも保科正直の

娘で有ることは興味深い。

一方奉献された燈籠の基数は松

平式部大輔源忠次(上野館林)が

十一万石で一基、酒井阿波守忠行

(上野板鼻)一万石が二基と必ず

しも領知高の多寡によっておらず

明瞭な区分は見出せない。

同じ事は銅燈籠と石燈籠の区分

についても当てはまり国持ち大名

でも石燈籠を献納しており格式が

反映されているとは言いがたい。

しかし勅額門内の中門前の風

景を見てみれば、銅燈籠、石燈

籠の大きさ形は統一されており、

意匠的な試みが行われたことを

示しており、惣門内側の燈籠群

に見られる雑然とした景觀とは

異なる。

以上から台徳院廟奉献燈籠につ

いて、日光東照宮からの流れを要

約しておこう。

・燈籠の奉献は台徳院においても

全ての大名家に及んではないこと。

・銅燈籠、石燈籠の献納及び奉献

する基数について明確な基準が

見出せないこと。

- ・ 靈廟造営後の燈籠や献納物は極めて限られていること。
- ・ 奉献者には大名の夫人も含まれているが、石燈籠の献納は無く、釣燈籠に限られること。
- ・ 日光東照宮に燈籠を奉献した本多伊豆守富正が再び奉献していることや、陸奥磐城平藩の内藤左馬助政長の嗣子内藤帶刀忠興（忠長）が共に燈籠を献じているなど、大名以外の献納に明瞭な基準が認められないこと。
- ・ また燈籠では無いが、鍋島信濃守勝茂が手水御鉢が寄進するが、これは日光東照宮への寄進が先規となった物と思われる。

台徳院靈廟に献納された燈籠、水盤舎、香炉等を見てみれば、幕府側に意匠も含めて大まかな案は有る物の、献納は大名側の自発的な意志に任されており、幕府が大名に対して一方的な指令を出しているのでは無いことが判る。先に『本光国師日記』によって見てきたように、燈籠銘文の最初の問い合わせは仙台伊達家により寛永九年三月五日に行われているが、燈籠配置について土井大炊頭が諮問したのは七月十七日で、ここで初めて燈籠の配置案が出されることになる。

大猷院の燈籠

大猷院の燈籠について考察する際には、まず大猷院靈廟について基本的な事実を整理することから始めなくてはならない。

大猷院徳川家光は、慶安四年四月二十日江戸城において薨去する。遺骸は家光の意思により日光東照宮の傍らに葬られることになるが、二十三日に一旦寛永寺に移される。酒井讃岐守忠勝に供奉された靈柩は二十三日に寛永寺を発つて二十九日に日光に着き毘沙門堂門跡の公海の出迎えを受ける。

日光に新廟を造営する指示はすでに二十三日に出され、大工頭木原李允義久が仰せつけられた。奉行が任命されたのは六月十八日で、惣督に酒井讃岐守忠勝。奉行には新番頭北條新藏氏長。作事奉行船越三郎四郎永景。書院番石尾七兵衛治昌。小姓組渡辺与右衛門正が仰せつけられた。



図1 寛永寺平面図 佐藤左『大日本建築全史』付図より

一方寛永寺に大猷院廟造営が命ぜられたのは六月九日で惣奉行に松平伊豆守信綱。奉行は小姓神尾主水正元珍。歩行頭小出越中守尹貞が任命された。大工頭は鈴木修理長恒、棟梁は甲良豊前宗賀があつた。

寛永寺の大猷院廟は慶安五年の四月二日に上棟、五日に入仏式が営まれた。寛永寺の廟所は廿日御仏殿と呼ばれ享保五年に火災によつて消失する迄今の上野の東京国立博物館の裏手、鶯谷の駅に抜けていく手前、寛永寺第一霊園東側と忍岡中学の辺りに有つたが、浦井正明氏も書かれたとおり経過からして霊廟とは呼びにくい物で有つた。

佐藤左氏の『大日本建築全史』（文翫堂書店 昭和八年）の付図に享保五年以前の寛永寺徳川家霊廟三代の配置図を模刻したものである。部分拡大図を載せておく。付図には佐藤左氏により「本圖は幕府の大棟梁甲良若狭守棟利（享保二十年四月四日没）の所持してゐたもので、享保五年以前に作成されたものと見做されてゐる」の注記がある。

図左上に「廿日御仏殿」とあり、佐藤氏の「三代將軍家光の大猷院廟」の注記がある。最近まで大猷院廟の跡を示す表示が有つたと言われるが、今は古跡を偲ぶ物は何も残されていない。

なお今の厳有院勅額門は昭和三十二年に行われた解体修理時に確認された絵様肘木裏面に書かれた墨書銘により、大猷院廟の勅額門として使われた物をそのまま引き移され使われたことが判つており、（『重要文化財厳有院靈廟勅額門修理工事報告書』昭和三十二年）寛永寺の大猷院廟を偲ぶ唯一の建造物となつてゐる。

寛永寺霊廟への石燈籠に関しては『厳有院殿御実紀』の承応元年（慶安五年）二月十一日の条に

○十一日小姓兼二丸徒頭小出越中守尹貞。小姓神尾主水正元珍東叡山 靈廟に。諸大名より石燈籠奉る事沙汰すべしと命ぜらる。

○（三月）廿日三家より東叡山 廟前に銅燈籠進獻あり

とあるので上棟式の前までに諸大名からの燈籠の献納が行われていたと思われる。

今私の元には寛永寺大猷院靈廟に献納された二十三基分の銘文が有るが、献納の日付は慶安四年十一月二十日が四基、十二月二十日が十一基、翌慶安五年四月二十日が八基不明が一基となつてゐる。

燈籠の形を見てみよう。大まかに三つの様式に分けることが出来る。

①後の寛永寺・増上寺型と言われる円柱状の竿を持つ物。



写真1 1 浅間山観音堂

②台徳院廟燈籠に特徴的に見える形で、竿を上下に分け、銘文も上下竿に按分されている。



写真1 2 浅間山観音堂

③台徳院では細川家や森家の燈籠に見られた六角柱型の物。銘文も三ないし四つの面に割り振られる。



写真1 3 浅間山観音堂

現在残されている燈籠から推測する限り、台徳院燈籠のように高さや大

大きさにバラツキが少なく見比べたときの違和感も少ない。①の様式でも後のものに比べると腰高な感じが否めない。最後に天野俊一氏の『石燈籠』から火袋に特徴のある一例を掲げておく。



写真 1 4

燈籠銘

銘文について二十一例で判断するのは尚早な気もするが、それでも幾つかの傾向が現れているので記してみる。銘文が燈籠の竿の形態により制約を受けることは勿論で、例えば③の形態で有れば中央に「大猷院殿 尊前」という諡号を置いて左右に振り分けられる。

(左面)
奉獻石燈籠
東叡山
(中央面)
大猷院殿 尊前
(右面)
慶安五^{壬辰}年四月廿日
内田長十郎藤原正衆

②にしても同様だが上下に竿が分割されるために多少下側の文字の配置が窮屈となり姓名を左右に分ける記載方法も見られる。

(上棹)
奉獻
武州東叡山
大猷院殿
慶安四^{辛卯}年
十一月二十日
源朝臣
從五位下松平左近衛將監
忠昭

(下棹)
石燈籠兩基

一番多い①の様式の中に上野林光院前燈籠の次のような記載が見られた。

□拜晋 慶安四辛卯□十二月二十日
大猷院殿 尊前
石燈籠從五位下戸田土□守藤原正安
敬白

谷中上聖寺の燈籠にも「奉拝獻 石燈籠 兩箇」の記載が見られ、明らかに台徳院燈籠の銘文を引きずっていることが判る。しかし考えて見ればこれは当然の帰結で、先例を重んじる社会であれば特別な指示が無い限り先代將軍の靈廟に献納された銘文が先規として重んじられる筈である。しかし①②③の形態を通じて「奉獻」の記載例が多いことを考えれば、やはり何らかの調整が行われ指示が出されたと考えるべきであろう。また台徳院廟石燈籠には一例も見出せない寺院の山号、つまり「東叡山」ないし「武州東叡山」の記載が全てに見られる。

次に日光の大猷院廟について考察をしてみた。

日光に新廟を造営する指示が慶安四年四月二十三日に出されたことは既に述べた。山あいの地を開削し石垣を築いて靈廟の地を作り上げていく作業は上野より遙かに時間を要したが、それでも承応二年四月四日には入仏供養が行われ、江戸でもその知らせを受けて七日には御三家、譜代の大名が登城して賀詞を奏上した。

諸大名からの燈籠献上の記事は『徳川実紀』には見られず、承応二年三月の記事に



写真16 人界庭園右側



写真15 仁王門内側

○十日日光山 大猷院廟前に。紀尾兩卿より銅燈を獻ぜらる。

の記載が見られるのみである。日光大猷院廟献納の銅燈籠については既に狭山山不動寺羅漢堂内に移された文昭院、有章院の銅燈籠を調査された石塚雄三氏により綿密な調査が行われ『日光輪王寺第75号』に「日光山「大猷院銅燈籠」―失われた鋳物師を求めて―」に報告されて居る。

石燈籠については「天界から人界庭園を」というキャッチで風情ある情景が有名だが、確かに東照宮前の人波から離れて、此の空間の中に佇んでいると何故か極めて良質な時に出会っている様な気になる。荘厳ではあっても猛々しくは無く、仰ぎ見ているかと思えば、緩やかに私たちの視界の中に横たわっている。だから巧まれた意匠の中で、私たちはしつとりと時の流れの中に佇んでいるといった錯覚に陥ってしまうのだ。石燈籠の基数についてはネット上に三百十五基という記述があるだけで調査報告については見えていない。

実はそのことを石塚氏にお話ししたところ、輪王寺の方に見せていただいた配置図（仮に『大猷院灯籠配置図』とする。）が有るとの情報を受け、コピーまでお送り頂いた。配置図には手書きの境内略図の上に銅燈籠五十八基を含め

て三〇六基の燈籠が番号順に配置され、奉献した大名の名前が細字でびっしりと書き込まれている。



写真17 人界庭園左側を望む

石塚氏から資料を頂く前、生憎雨天の中であつたが状況を確認に出掛けてみた。残念ながら入れない場所も多く概観するのみに止めざるを得なかったが、今回は幾つかの点を中心に比較を行ってみた。

写真では仁王門右側、そして人界庭園内左右の燈籠群を見て頂いたが、一見して判るのは燈籠群が形には多小差がありながら全体として整然と配置されているという印象を受けることだ。そしてこの印象の由来は実は燈籠の高さが揃っていることにあることは瞭然である。高さを比較したデータで示せないのが残念だが、高さも寛永寺の物に比べて低い。

一つ一つの燈籠の形は違つても、醸し出される均質性は明らかに演出された物で有り、この演出された均斉観が以後の燈籠の献納に際して規制を掛けていく理念的な裏付けになった物と思われる。

さて燈籠の形と銘であるが、全体像を把握出来ないのここでは既に調査済みの寛永寺大猷院廟石燈籠から比較可能な三例を取り出して考察してみることとする。

(一)内田長十郎正衆(1645～1699) 下野鹿沼藩

浅間山観音堂(鬼押し出し園)鐘楼脇にある六角柱の竿を持つ燈籠で、日光大猷院では入り口前の公衆トイレ入り口の右手に並んでいる。こちらも六角柱の竿を持つているが寛永寺の物が鋭い稜角を持つているのに、日光の物は面取りをして丸みを帯びている。

銘文は、寛永寺の物は六角柱のそれぞれの面に直に割り付けて彫り込まれ



写真18 寛永寺大猷院廟石燈籠
(浅間山観音堂)



(左面)
奉獻石燈籠
東叡山
(中央面)
大猷院殿 尊前
(右面)
慶安五年^{壬辰}四月廿日
内田長十郎藤原正衆



写真19 日光大猷院廟石燈籠

ているのに対して、日光大猷院の物は東照宮の石燈籠にも見られる花頭形輪郭の中に配されている。慶安五年は九月十八日に承応に改元されるから、二つの燈籠の制作年には僅

かに一年の差しか無い。竿部分の拡大写真から花頭形輪郭線について理解して頂けると思う。



(左奥面)
奉獻石燈籠
(左面)
日光山
(中央面)
大猷院殿 尊前
(右面)
兼應二年四月二十日
(右奥面)
内田長十郎藤原正衆

(2)阿部備中守定高(1635~1659)武蔵岩槻藩
上野大猷院に献納された燈籠は今川越喜多院の書院の脇にある。



写真20 寛永寺大猷院廟石燈籠
(川越喜多院)

日光大猷院の燈籠は入り口を入ってすぐ右手に並んでいる。どちらも円柱の竿を持ち、特別の意匠も無く碑面に銘が彫り込まれているが、寛永寺の物に比べて



奉獻石燈籠 兩基
武州東叡山
大猷院殿 尊前
慶安四年極月二十日
從五位下阿部備中守
藤原定高朝臣

日光大猷院の物は字に雄渾さが無く、技術的に未熟なものを感じさせる。



写真21日光大猷院廟石燈籠



奉獻 石燈籠 二基
日光山
大猷院殿 尊前
養應二癸巳年四月二十日
從五位下阿部備中守藤原朝臣定高

(3)小笠原信濃守長次(1615～1666)豊前中津藩

上野寛永寺の物は浅間山観音堂を間近にした橋の傍に置かれている。日光大猷院廟の物は仁王門を入れて左手の宝庫の前右手に置かれている。日光いずれも円柱の竿の銘が彫り込まれているが、日光大猷院の物に「御寶前」

と記してあるのが東照宮燈籠の銘を思わせる。



写真22 寛永寺大猷院廟石燈籠
(浅間山観音堂)



奉獻 石燈籠 兩基
東叡山
大猷院殿 尊前
慶安四辛卯年十一月二十日
小笠原信濃守
源朝臣長次



写真23 日光大猷院廟石燈籠



写真24 日光大猷院廟石燈籠

奉獻
日光山
大猷院殿 御寶前
兼應二巳年四月廿日
小笠原信濃守
源朝臣長次

大猷院燈籠については独自の形を持つ物も有りもう少し比較検討を重ねてみたい気がするが、それはいずれ別な機会に譲るとして、見えてきたことを要約してみたい。

まず燈籠の形式だが、寛永寺の大猷院廟献納燈籠に見られる形式はそのまま踏襲されているが、全体的に高さは低く抑えられており、竿の部分で長さを調整しているのか寸詰まりになった印象さえある。銘を書き込む際の意匠として花頭形の輪郭線が描かれている例が多く、日光東照宮に献納された燈籠を意識している物と思われる。因みに台徳院靈廟の石燈籠にこの花頭形輪郭線を持った物はない。

寛永寺燈籠の献納時期には慶安四年十一月二十日から慶安五年四月二十日までのバラツキが見られるが、日光大猷院の物は見た限りでは承応二年四月二十日となっておりバラツキは見られない様に思う。但し、『大猷院燈籠配置図』の記録からどうしても同時代の大名名が同定できなかつた松平右近将監は、天野俊一氏の『石燈籠』の写真から寛延三年四月二十日銘の館林城主、松平右近将監武元で有ることが判った。

燈籠はほぼ一年の間を置いて献納されたが、燈籠の意匠、出来映え、銘文の文字を見る限り別々の石工によって作られたと思われる、作り置いた物を上野、日光に別々に運び込んだとは考えられない。日光大猷院の物は日光で作られ配置されたと考えるべきであろう。

最後に大猷院靈廟前の燈籠を『大猷院燈籠配置図』を元に概観してみたい。

日光大猷院靈廟前には先述した松平右近将監も含めて百八十二家の大名家から三〇六基の銅・石燈籠が奉獻されている。内一基は資料に欠落が有るか或いは付番に誤りがあるのか不明である。

これを日光東照宮、台徳院御靈廟に献納された燈籠の基数、大名数と比べればその差は歴然として見える。ところが日光大猷院靈廟前に献納した大名の内訳を調べてみると意外な事に気づく。

例えば

阿部豊後守忠秋（武蔵忍藩八万石）

松平伊豆守信綱（武蔵川越藩六万石）

板倉周防守重宗（下総関宿藩五万石）

といった大名の名前が見えない。阿部豊後守忠秋、松平伊豆守信綱は家光、家綱時代を通じて老中職、板倉周防守重宗は京都所司代を勤めている。

では当時大名家はどれだけ有り、どれだけの大名が石燈籠の献納をしたのであろうか。始めて見るとこの作業は可なり難しい仕事で有ることが判った。『江戸幕府大名武鑑編年集成』からはほぼ同時代の慶安四年刊の『御大名武士鑑』でデータを取り始めたが、全体に汚損が激しいのと、主要な大名に欠落が有って旨くない。

そこで少し時代は下るが明暦四年刊の『明暦武鑑』を使ってみることにした。『明暦武鑑』は、都立中央図書館の「貴重資料画像データベース」と國學院大学図書館の「デジタルライブラリー」に画像が有るが、國學院大学のものが一丁二頁分つまり六大名分データが多いのでこれを使用した。『明暦武鑑』には家綱御舍弟の徳川綱豊、徳川綱吉を筆頭に御三家以下二二三家が記載されているが遠藤備前守、真田内記が重複している。日光大猷院廟への献納が有る大名で記載されていないのは十四家中には明暦二年に無嗣断絶した日根野織部正吉明も含まれている。一つ一つのデータを検証していくと問題の有るものも幾つかあるが、今は単純な足し算で二百三十七家としておく。

だが二百三十七家の大名家が、総て同じ立場で將軍家に対して居た訳では無い。分家大名の存在である。分家大名に関しては最近野口朋隆氏が『江戸大名の本家と分家』に新しい視点から書かれているので、参照して頂くことにして、ここでは鍋島家と黒田家の例を取り上げておくことにする。

肥前佐賀の鍋島家は

肥前小城藩（7万3千石）

肥前蓮池藩（5万2千石）

肥前鹿島藩（2万石）

の分家を持つが、内分分家のためか『明暦武鑑』にも記載が無く、台徳院、大猷院廟にも本藩の燈籠の献納はあるが、こ三家による献納は無い。

一方筑前福岡の黒田家は

筑前秋月藩（五万石）元和九年十月分地公認

の分家を持つが別朱印分家の爲か『明暦武鑑』にも記載があり、台徳院靈廟への燈籠の献納は無いが、大猷院には献納されている。

他に池田家、毛利家の例があるが、今は触れない。

後に見るように、常憲院靈廟に献納された石燈籠には、これらの分家大名の名も見え、將軍家の葬送儀礼の中にどの様に大名家が組み込まれて行ったかの例示となる。

基礎となる大名家の数の把握はこの様に明確ではないが、日光大猷院靈廟の造営に当たって総ての大名家に燈籠の献納が義務付けられていたので無いことは明らかで有ろう。

燈籠を献納した百八十一家を石高と献納基数で調べてみたところ
十萬石以上の大名九十一家 そのうち九十家が二基、一家が一基
十萬石未満の大名九十家 そのうち三十四家が二基献納、



写真25 上野東照宮唐門前

五十六家が一基献納であった。

そして先に述べたように老中クラスの有効大名数家が何故か献納を行っていない。では、松平信綱、阿部忠秋といったクラスの大名は例え老中という要職に有っても燈籠を献納することが許されなかったもので有ろうか。

ここで同時代、慶安四年つまり家光が亡くなる前年に命によって改修造営された上野東照宮の石燈籠群を見てみよう。ここでは容易に松平信綱、阿部忠秋、板倉重宗の燈籠を見出すことが出来る。

また日光東照宮の燈籠の中で紹介したように、寛永十八年の日光東照宮の奥宮の改修の際には、時の老中であった松平信綱、阿部重次、阿部忠秋が燈籠を献納している。となれば、これら家光を支え

幼き將軍家綱を守り育てた重臣達が日光大猷院廟に燈籠を献納しなかった背



景には、別の力学が働いていたことになる。

別の力学とは何か。家光政權で老中職を勤めたのは秀忠大御所政權時代の酒井忠世、土井利勝、酒井忠勝、稲葉正勝、内藤忠重を除くと就任順に

松平伊豆守信綱

堀田加賀守正盛

阿部豊後守忠秋

阿部対島守重次

となる。この内堀田正盛、阿部重次が家光薨去の後殉死をする。家光の遺命が有ったにも拘わらずこの時殉死したのは内田正信（鹿沼藩主）、三枝守恵（常陸玉取藩主）、奥山安重（小十人組頭）を加えた五名で有る。今この五名の墓は日光大猷院廟に程近い田母沢の妙道院釈迦堂の境内に「殉死者の墓」として祀られ、また上野寛永寺の子院現龍院の墓所に奥山安重を除く四名の墓が有る。

五名の殉死者が殉死に至った個別の理由と状況については東京大学の山本博文氏が『殉死の構造』（講談社学術文庫）に書かれているので参考にされたい。むしろここでは同書に紹介されている家光薨去当時に日本橋に掲げられた落書に、恩顧を受けながら殉死しなかった者への批判とも受け取られる文書（『旧章録拾遺』）が掲げられて居ることに注目してみたい。

この落書の中で早々にあの世の家光の元に行つて仕えるべきだと名指しされたのは、

とりわけ日来御心安く召し使われ候中根老岐守（正盛）・永井日向守（直清）をまづ差し越さるべく候。その他、朽木民部少輔（植綱）・大沢右近大夫（右近將監、尚親）・久永飛騨守（重章）・三次能登守（政盛）等儀は、面々勝手仕廻次第、早々相越し候様申し渡さるべく候。猶又、爰元（極楽）、吉利支丹の御詮議に御あぐみあそばされ候間、井上筑後守（政重）儀、弘誓の早船をもつて渡海せしむべきの旨、上意に候。

『殉死の構造』

の六名で有る。この内一萬石以上の大名は

永井日向守直清（摂津高槻藩三万六千石）

朽木民部少輔植綱（常陸土浦藩主三万石、慶安二年まで若年寄）

井上筑後守政重（下総高岡藩一万石）

の三名で、日光大猷院廟への燈籠の献納は永井日向守直清が二基、井上筑後守政重が一基だが、朽木民部少輔植綱は献納していない。

一方、家光の時代に恩顧を受け大名に取り立てられた大名の内、家綱の側

衆として仕え後に幕政に参加していく

久世大和守廣之（家光の小姓後に上総の内一万石、承応二年側衆）

牧野佐渡守親成（下総関宿藩一万七千石、承応二年側衆、承応三年から

板倉周防守重宗の後を承けて京都所司代）

の二名は何れも燈籠を献納していない。

松平和泉守乗寿（上野館林藩六万石、承応三年死去）

は寛永十九年から家綱付きの老中として初期の政権を支えてきたが、老中として日光大猷院廟に二基の燈籠を献納している。同じく銅燈籠を献納しているのは承応二年から「連署過判の上主」老中の首座に就いた

酒井雅楽頭忠清（上野厩橋藩十万石）

で、結局家光政権からの老中は一人も燈籠を献納せず、家綱付きの老中で有った松平和泉守乗寿と家光没後に老中首座に収まった酒井雅楽頭忠清だけが燈籠の献納を行うという形になっている。

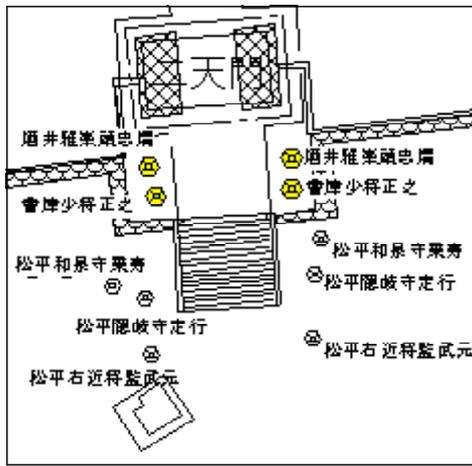


図2 日光大猷院廟二天門前

間詰に任ぜられた松平隠岐守定行（伊予松山藩十五万石）、松平和泉守乗寿が続き、同じく溜之間詰の保科正之、老中首座の酒井雅楽頭忠清の銅燈籠が配される形となっている。

本来ならば松平伊豆守信綱等の燈籠もこの辺りに配置される事になっていたのかもしれない。

山本博文氏も書かれているように、老中は本来殉死を求められることは無い。しかしどんな理由であれ時の老中の中に一人でも殉死者を出してしまえば、様々な情念は、ただひたすらに殉死の美学に向かって絡み取られて行く。

おそらく堀田正盛、阿部重次の殉死を認めざるを得なくなつたときに、松平信綱等幕府の中心に居て、しかも家光の代に深い恩顧を被つた大名達は、殉死者の墓を家光の陵墓の近くに祀ることで、殉死の美学を美学として完結させると共に、自らは身を差し控えるという形で噴出していく情念に対して静かに向き合っていく形を取つたのかもしれない。

殉死はこんな形で將軍靈廟前の燈籠配置にまで影響を及ぼしていく。

日光大猷院廟の燈籠に関しては、まだまだ考察を続けて行かなくてはならないし、基本的な資料の整理を行う必要がある。今回は輪王寺で作成された手書きの調査資料を元に考察を進めさせて頂いたが、遺漏の部分もあり、今後の成果を待ちたいと思う。

大猷院廟の燈籠について整理をしてみた。

- ・台徳院靈廟では、燈籠に限らず認められていた献納物は燈籠に一本化され、しかも靈廟全体に均斉感をもたらす形での調整が行われているように思われる。少なくとも台徳院惣門内側に見られた高さも、大きさもバラバラな燈籠の風景を見ることは出来ない。
- ・燈籠の献納はほぼ万石以上の大名に及び、逆に万石以上ではあっても陪臣の献納は無い。但し親族大名間の本分家関係に基づく調整は十分でなく、献納の在り方にバラツキが見られる。
- ・殉死といった特殊な事情によって、燈籠の献納を差し控える大名が出たが、將軍家の靈廟に燈籠を献納するという基本的な形はほぼ出来上がったと言える。
- ・唐金燈籠、石燈籠の区別、領知高による基数の区別等まだまだ基準に曖昧な点は残されているが、大名間の格式や序列が葬送儀礼の中で明確な形を取りつつあるということが見て取れるであろう。